

高崎市農業委員会委員募集要項

本年7月に任期が満了を迎える本市の農業委員会委員（以下「農業委員」という。）について、農業委員会等に関する法律に基づき、以下のとおり農業委員を募集します。

1 主な職務

農地の権利移動や転用に係る許認可業務のほか、農地利用の最適化に関する指針を策定し、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と協力して、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の活動を行います。

2 委員候補者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）法令等で農業委員との兼職を禁止されている職にある者
- （4）高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- （5）高崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （6）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （7）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- （8）市税等に滞納がある者

3 募集人数

25人

法令により、委員構成については、25人のうち過半数が認定農業者もしくは、認定農業者である法人の業務を執行する役員または農林水産省令で定める使用人であること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれていることの2点が定められています。

4 委員任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

5 身分

高崎市の特別職の非常勤職員

6 委員報酬

月額 59,000円

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて農業委員会事務局の窓口へ直接又は郵送により提出してください。様式は、農業委員会事務局（高崎市役所14階）の窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、推薦及び応募に係る書類は、返却しませんのでご了承ください。

また、農業委員及び推進委員の両方に推薦又は応募することはできますが、両委員を兼任することはできません。

（1）提出書類

- ① 農業者や農業者が組織する団体又はその他の関係者、団体等による推薦の場合・・・農業委員推薦書（様式第1号）、農業委員の資格に関する宣誓書兼同意書（様式第2号）

※ 推薦者が団体等の場合は1団体、個人の場合は3人以上の連署による推薦が必要です。

- ② 自ら応募の場合・・・農業委員応募書（様式第3号）、農業委員の資格に関する宣誓書兼同意書（様式第2号）

（2）添付書類（推薦・応募共通）

- ① 委員候補者の市税等について滞納額がない証明（完納証明）

- ②（委員候補者が市外居住者の場合）住民票の抄本

※ 完納証明は、市役所2階資産税課、各支所税務課、各市民サービスセンターで発行しています。

※ 市内居住者については、住民票の提出は不要です。

※ 完納証明及び住民票は、発行から3ヶ月以内のものとします。

8 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月13日（金）まで（必着）

※ 市役所開庁時間（平日）午前8時30分から午後5時15分まで

9 選考方法

提出された書類をもとに選考します。また、必要に応じて高崎市農業委員候補者評価委員会が候補者を評価し、市長に意見を報告します。

10 選考結果の通知

選考結果は、候補者全員に通知します。

11 推薦・応募内容の公表について

提出された推薦書・応募書に記載された事項（住所、電話番号を除く）は、受付期間の中間及び受付期間終了後に、市ホームページ及び農業委員会事務局の窓口における閲覧により公表します。

12 問い合わせ・書類の提出先

〒370-8501

高崎市高松町35番地1（高崎市役所14階）

高崎市農業委員会事務局／農林課

電話番号 027-321-1299（共通）